

## 広島城のあり方に関する懇談会開催要綱

### (開催)

第1条 広島城の一層の魅力向上を図り、新たな観光拠点として再構築するために有識者からの意見を幅広く聴くため、広島城のあり方に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### (意見聴取)

第2条 懇談会において、次に掲げる事項についての意見聴取及び情報交換を行う。

- (1) 広島城の各ゾーン（本丸・二の丸・三の丸）の基本的な方向性と具体的な活用方法に関すること。
- (2) その他広島城のあり方に関すること。

### (構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 歴史、経済、観光、文化の分野に造詣が深い者
- (2) その他市長が必要と認める者

### (座長)

第4条 懇談会には、委員の互選により座長一人を置く。

- 2 座長は、会議を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、出席者のうちから座長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

### (懇談会)

第5条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 懇談会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 懇談会において、市長は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民局文化スポーツ部文化振興課文化のまちづくり担当において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市民局長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、会議としての役割を終えた日にその効力を失う。